

## 夜間学生に対する無料通学定期券発行要領

昭和56年3月10日

55交総第1015号

最終改正 平成28年3月31日

27交総第1524号

### 1 通則

生活保護世帯に属する夜間部の学生等に対し、無料で発行する通学定期乗車券（以下「無料通学定期券」という。）の発行事務については、東京都都営交通無料乗車券発行規程（昭和39年交通局規程第42号）の定めによるほか、この要領による。

### 2 発行対象者

無料通学定期券は、東京都内に居住し、学校教育法（昭和22年法律第26号）第86条に定める大学の夜間部に在籍する学生又は同法第53条に定める高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。以下同じ。）の定時制課程に在籍する生徒（以下「夜間学生」という。）であって、次の一に該当する者に対して発行する。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けている世帯に属する者
- (2) 夜間学生本人及びその親に対し課せられる住民税が非課税又は均等割額のみである者

### 3 必要書類

無料通学定期券の発行を受けようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 無料通学定期券申込書（第1号様式。以下「申込書」という。）
- (2) 申込書所定の在学証明又は在学証明書
- (3) 住民票謄本（外国人にあつては、外国人登録済証明書）
- (4) 被保険者証明（生活保護受給証明書）又は夜間学生本人及びその親の住民税課税（非課税）証明書。ただし、夜間学生が未成年であつて、親と同居している場合は、夜間学生本人の住民税課税（非課税）証明書は、不要とする。

### 4 無料通学定期券の種類は、通用期間及び乗車区間

- (1) 無料通学定期券の種類は、次のとおりとする。
  - ア 東京都電車無料通学定期乗車券（以下「都電無料券」という。）
  - イ 東京都乗合自動車無料通学定期乗車券（以下「都バス無料券」という。）

- ウ 東京都地下高速電車無料通学定期乗車券(以下「都営地下鉄無料券」という。)
  - エ 東京都日暮里・舎人ライナー無料通学定期乗車券(以下「ライナー無料券」という。)
- (2) 無料通学定期券の通用期間は、発売当日から最長6箇月までの間とし、その最終日は、次のとおりとする。
- ア 4月1日から9月30日までの間に発行するもの(以下「前期券」という。)にあつては、9月30日
  - イ 10月1日から翌年3月31日までの間に発行するもの(以下「後期券」という。)にあつては、3月31日
- (3) 無料通学定期券の乗車区間は、夜間学生の住所から通学する学校までの最短経路による停留所又は、駅の相互間とする。この場合において、都電、都バス、都営地下鉄、日暮里・舎人ライナー又はその他の交通機関を相互に乗り継ぐ必要があるときは、それぞれ必要な乗車区間(その他の交通機関を除く。)によるものとする。

## 5 無料通学定期券の発行

### (1) 発行の申込み

無料通学定期券の発行を申し込む場合は、申込書については、無料通学定期券の種類ごとに1枚、その他の書類については、申込み1回ごとに各1通を提出しなければならない。

### (2) 発行方法

無料通学定期券は、発行要件を満たした者に対し、その券面に次に掲げる事項を押印又は記入し、発行する。

- ア 乗降する停留所名又は駅名。ただし、都電無料券にあつては、「都電」を押印する。
- イ 通用期間(最終年月日)
- ウ 使用者の氏名及び年齢
- エ 発行日及び発行場所

### (3) 期間前発行

現に有効な無料通学定期券(以下「旧券」という。)を所持する者が、引き続き同種同区間の無料通学定期券(以下「新券」という。)の発行申込みをしたときは、4(2)の規定にかかわらず、旧券と引換えのうえ、前期券にあつては3月25日から、後期券にあつては9月24日から新券を発行することができる。この場合、券面に継又は継続を押印するものとする。

### (4) 発行しない場合

- ア 無料通学定期券は、同一人に対し既に発行しているものと通用期間及び乗車

区間が重複する場合は、理由のいかんにかかわらず、発行しない。

イ 無料通学定期券の使用に関し不正の行為をした者に対しては、以後これを発行しない。

(5) 発行報告

各発行場所の長は、発行の都度、無料通学定期券発行報告書（2号様式）により、提出された書類を添付のうえ、総務部総務課長へ報告しなければならない。

6 発行場所

無料通学定期券は、それぞれの場所において発行する。

(1) 都電無料券

電車部営業課

(2) 都バス無料券

自動車部営業課

(3) 都営地下鉄無料券

電車部営業課

(4) ライナー無料券

電車部営業課

7 その他

(1) 学校教育法第1条に規定する中学校又はこれに相当する学校の第二部（夜間）に在籍する生徒においては、この要領の規定を準用する。

(2) 無料通学定期券の発行に関する庶務は、総務部総務課文書担当において処理する。

附則（55交総第1015号）

この要領は、昭和56年3月10日から施行する。

附則（22交総第418号）

この要領は、平成22年9月1日から施行する。

附則（27交総第1524号）

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

## 無 料 通 学 定 期 券 申 込 書

乗 車 区 間	から	まで
	經由	
住 所		
氏 名	印	歳 男・女
東京都交通局長 御中 上記申込者は本校夜間部在学学生であることを証明する。 平成 年 月 日 所在地 学校名		
勤 務 地	勤務先証明（身分証明書提示又は証明書添付） 無い時は自宅 ←→ 学校間のみ発行	
所 在 地 会 社 名		

これから下は定期券発行係員が記入及びチェック

提出書類	1 生活保護受給証明又は本人と親権者（同居の場合）の課税証明（限度額以下） 2 住民票謄本	
券 種	電車 ・ バス ・ 都営地下鉄 ・ 日暮里・舎人ライナー	
番 号		
通 用 期 間	発行日（当日から有効）	年 9 月 3 0 日
	年 月 日～	年 3 月 3 1 日
発 行 所	扱 者 印	

第2号様式

## 無料通学定期券発行報告書

年 月 日

総務部総務課長 殿

部 課長 印

このことについて、「夜間学生に対する無料通学定期乗車券発行要領」（昭和56年3月10日 55 交総第1015号）に基づき別紙申込書のとおり発行したので報告する。

担当者